

兵庫県後期高齢者医療広域連合行政不服審査法施行条例

平成28年8月17日

条例第11号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(審理員又は審査庁に提出された書類等の写し等の交付に係る手数料等)

第2条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項の規定により納付しなければならない手数料（以下この条において「手数料」という。）の額は、別表のとおりとする。

2 審理員（法第11条第2項に規定する審理員をいう。以下同じ。）は、法第38条第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人（法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、当該手数料を減額し、又は免除することができる。

3 手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人又は参加人は、法第38条第1項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面に審理員が必要と認める書類を添付して審理員に提出しなければならない。

4 審査庁（法第9条第1項に規定する審査庁をいう。以下同じ。）が同項第3号に掲げる機関である場合又は同項ただし書の特別の定めがある場合においては、前2項の規定の適用については、これらの規定中「審理員」とあるのは、「審査庁」と読み替えるものとする。

5 前各項の規定は、他の法律において準用する法第38条第4項及び第5項の規定による手数料の額及び減免について条例で定めることとされる場合に準用する。

6 法第38条第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、当該書類等の写し等の送付に要する費用を負担しなければならない。

(兵庫県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会)

第3条 法第81条第2項の規定により、広域連合長に対してされた審査請求に係る事件ごとに、兵庫県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌事項)

第4条 審査会は、広域連合長からの諮問に応じ、審査請求事件（兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第20号）第3条第1項第1号及び第2号の規定により兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会に諮問された事件を除く。）について調査審議し、答申する。

(組織)

第5条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第6条 審査会の委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、広域連合長が委嘱する。

- 2 委員は、事件に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 3 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第7条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(意見の聴取等)

第9条 会長は、審査会の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(審査会に提出された資料の写し等の交付に係る手数料等)

第10条 法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第4項の規定により納付しなければならない手数料（以下この条において「手数料」という。）の額は、別表のとおりとする。

- 2 審査会は、法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付を受ける審査関係人（法第74条第1項に規定する審査関係人をいう。以下同じ。）が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、当該手数料を減額し、又は免除することができる。
- 3 手数料の減額又は免除を受けようとする審査関係人は、法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面に審査会が必要と認める書類を添付して審査会に提出しなければならない。
- 4 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付を受ける審査関係人は、当該資料の写し等の送付に要する費用を負担しなければならない。

(庶務)

第11条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

(招集の特例)

- 2 この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、第8条第1項の規定にかかわらず、広域連合長が招集する。

別表（第2条、第10条関係）

資料等の種類		写しの作成の方法	金 額
1 文書、図画又は写真		複写機による写し（単色刷り）	1枚につき 10円
		複写機による写し（多色刷り）	1枚につき 40円
2 電磁的記録	(1) 録音テープ又は録音ディスク	録音テープに複写したもの	1巻（120分）につき 120円
	(2) ビデオテープ又はビデオディスク	ビデオテープに複写したもの	1巻（120分）につき 200円
	(3) (1)及び(2)以外の電磁的記録	印刷物として出力したもの	1枚につき 10円
		フロッピーディスクに複写したもの	1枚につき 30円
	光ディスク（直径が120ミリメートルであるものに限る。）に複写したもの	1枚につき 100円	

備考

- 資料等（電磁的記録を除く。）の写しを交付する場合は、日本工業規格A列3番までの用紙を用いるものとし、これを超える規格の用紙を用いたときの写しの枚数は、日本工業規格A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。
- 用紙の両面に印刷された文書、図画等については、片面を1枚として算定する。